

姫路市屋外広告物条例のてびき

—よりよい広告景観を目指して—

姫 路 市

目 次

1. 屋外広告物とは	1
2. 姫路市屋外広告物条例の目的	1
2－1 広告主等の責務	1
3. 広告物の掲出	1
3－1 屋外広告物適用基準・手続きの要否判断のながれ	2
4. 禁止物件	3
4－1 禁止物件の適用除外	3
4－2 禁止広告物	4
5. 禁止地域等	5
5－1 道路沿道、鉄道沿線の規制	6
5－2 指定する道路、鉄道等	8
5－3 禁止地域等の適用除外	9
6. 許可の適用除外	13
7. 許可の基準	16
7－1 一般基準（全ての種類の広告物に対する基準）	16
7－2 個別基準（広告物の種類に応じた基準）	19
8. 許可申請手続き	34
8－1 許可申請手続きの手順	34
8－2 許可申請の必要書類	35
8－3 許可手数料・許可期間	36
8－4 許可証等	37
8－5 広告物の安全性と管理義務	38
8－6 他法令による手続き	39
8－7 デザイン事前協議	39
8－8 許可後に必要な手続き	40
9. 屋外広告業登録制度	40
10. その他の注意事項	41
10－1 除却の義務	41
10－2 違反広告物に対する措置	41
10－3 罰則	41
11. 手引きの用語について	42

1. 屋外広告物とは (法第2条他)

規制の対象となる「屋外広告物」とは、常時又は、一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板等です。

そのため、商業広告だけでなく、営利を目的としないものであっても、常時又は、一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、「屋外広告物」に該当します。

また、文字により表示されるものだけでなく、絵、商標、シンボルマーク等一定の概念、イメージ等が表示されるものも屋外広告物に含まれます。

なお、次のようなものは「屋外広告物」には含まれません。

- ・建築物、自動車の窓ガラス等の内側から表示されるもの
- ・駅、空港等の改札口の内側の人に対して、改札口の内側に表示されるもの
- ・工場、野球場、遊園地等で、その構内の特定の人を対象とするもの
- ・単に光を発するもの（サーチライト等）
- ・街頭で配布されるチラシ等の定着性のないもの
- ・音響廣告

2. 姫路市屋外広告物条例の目的 (条例第1条)

姫路市屋外広告物条例は、屋外広告物とそれを掲出する物件についての必要な規制を行うとともに、広告物等と地域環境との調和を図るために施策を推進することにより、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図ることを目的としています。

2-1 広告主等の責務 (条例第1条の4)

広告主及び屋外広告業を営む者は、屋外広告物法及び姫路市屋外広告物条例を遵守するとともに、市が実施する施策に協力しなければなりません。

3. 広告物の掲出 (条例第4条)

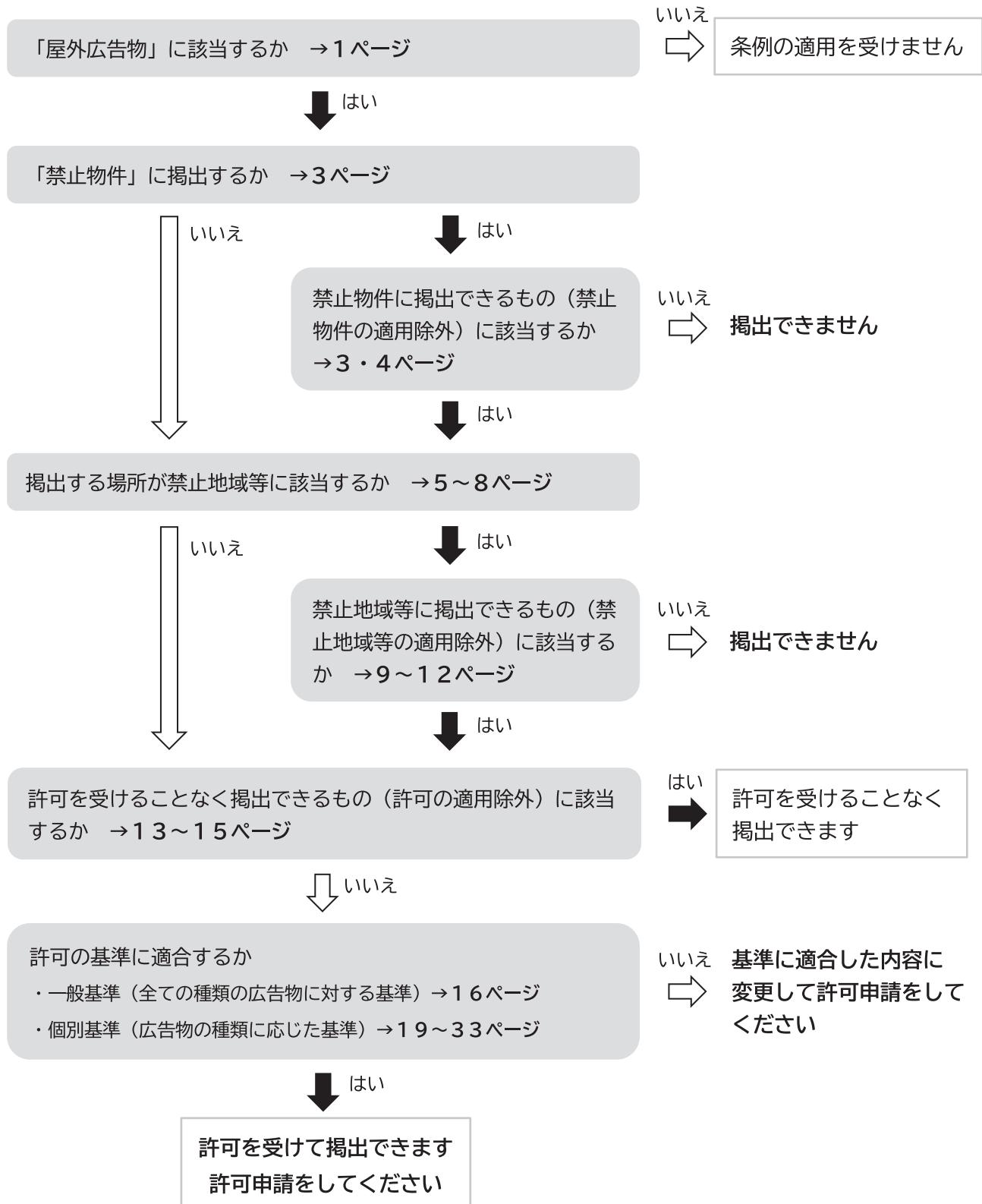
屋外広告物を掲出するためには、一部の広告物を除いて、許可が必要です。

なお、許可にあたっては、以下の条件があります。

1. 禁止物件の適用除外の基準（P.3、4）に適合すること
2. 禁止広告物（P.4）に該当しないこと
3. 禁止地域等の適用除外の基準（P.9～12）に適合すること
4. 許可基準（P.16～33）に適合すること

3-1 屋外広告物 適用基準・手続きの要否判断のながれ

※ページ番号は、「姫路市屋外広告物条例のてびき」のページ番号を示します



4. 禁止物件 (条例第11条)

1. 次に掲げる物件には、広告物を表示、設置できません
 - (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
 - (2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの
 - (3) 街路樹、路傍樹
 - (4) 信号機、道路標識、航路標識、道路情報管理施設、カーブミラー、道路上のさく及び駒止、里程標その他これらに類するもの
 - (5) パーキングメーター、パーキングチケット発給設備
 - (6) 市長が指定する区域内(注1)にある電柱、街灯その他これらに類するもの
 - (7) 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
 - (8) 郵便差出箱、公衆電話所、路上受変電設備その他これらに類するもの
 - (9) 送電塔、送受信塔、照明塔
 - (10) 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
 - (11) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの

(注1) 指定する区域とは、姫路市屋外広告物条例施行規則別表第7第1種禁止地域等の項1及び6から11までに掲げる地域(P5の4~8番の地域)とする

2. 次に掲げる物件には、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等を表示、設置できません
 - (1) 電柱、街灯その他これらに類するもの
 - (2) アーチの支柱、アーケードの支柱
3. 道路の路面には、広告物を表示できません

4-1 禁止物件の適用除外 (条例第11条第5項・第6項)

次に掲げる広告物は、一定の基準に適合すれば、禁止物件でも掲出できます。

1. 全ての禁止物件の適用除外となるもの
 - (1) 法令の規定によるもの
 - (2) 国、地方公共団体、その他市長が指定する団体が公共的目的をもって掲出するもの
 - (3) 公職選挙法による選挙運動のためのポスター、立札等
 - (4) 公益上必要な施設、物件に寄贈者名等を表示するもので、次の基準に適合するもの

区分	基準
表示面積	0.5 m ² 以下かつ、表示方向から見た当該施設又は、物件の外郭線内を1平面とみなした場合の当該平面の1/20以下
数量	1施設(物件)につき1枚(基)
色彩	・彩度の高い色の色数は2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下(色数が2色以下の場合を除く。)

2. P.3 の禁止物件 1 の適用除外となるもの

(1) 管理用広告物等

(2) 石垣・擁壁等、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突・ガスタンク・水道タンク等に掲出する自家用広告物で、次の基準に適合するもの

区分	基 準
表示面積	5 m ² 以下
数量	1施設(物件)につき1枚(基)
掲出場所	・禁止地域においては、石垣・擁壁等に掲出しないこと ・物件の外郭線から突出しないこと
色彩	・彩度の高い色の色数は2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下(色数が3色以下の場合を除く。)

4－2 禁止広告物 (条例第12条)

次に掲げる広告物を表示、設置してはいけません。

1. 著しく汚染、退色又は、塗料等のはく離したもの
2. 著しく破損、老朽化したもの
3. 倒壊、落下のおそれがあるもの
4. 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
5. 道路交通の安全を阻害し、又は阻害するおそれのあるもの

5. 禁止地域等 (条例第10条)

- 原則として広告物の掲出が禁止されています
- 自家用広告物、管理用広告物、案内誘導広告物等は基準に適合すれば掲出できます
- 一部の適用除外の広告物については、許可を受けずに掲出できます
- 禁止地域等は次のとおりです

1. 第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域 ····· 第2種禁止地域等
2. 指定する道路、鉄道等の区間及びその沿道、沿線地域 ··· 第1・3種禁止地域等
(P6~8 参照)

指定道路・鉄道：山陽自動車道、中国自動車道、播但連絡道路

姫路西バイパス、姫路バイパス、国道29号・372号

県道姫路上郡線・三木宍粟線・姫路新宮線

JR山陽新幹線・山陽本線・播但線・姫新線

※道路沿道、鉄道沿線の規制は、道路上等から視認できるものについて適用されます

3. 国・県・市指定の重要文化財建造物とその周囲50m、史跡名勝天然記念物等 ····· 第1種禁止地域等
4. 風致保安林 ····· 第1種禁止地域等
5. 国立公園 ····· 第1種禁止地域等
6. 緑豊かな環境形成地域（第3号・4号区域を除く） ··· 第1種・第2種禁止地域等
7. 県立自然公園 ····· 第1種・第2種禁止地域等
8. 兵庫県自然環境保全地域、兵庫県環境緑地保全地域 ··· 第1種・第2種禁止地域等
9. 自然緑地保護地区、動植物保護地区 ····· 第2種禁止地域等
10. 都市公園 ····· 第2種禁止地域等
11. 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、
博物館、美術館、体育館、公衆便所の敷地 ····· 第2種禁止地域等
12. 古墳、墓地、火葬場、葬儀場の敷地並びに社寺、教会の境域 ··· 第2種禁止地域等
13. 指定する河川、池沼、海浜、山及び付近の地域 ····· 第3種禁止地域等

菅生ダム・安富ダムから100m以内の区域

[現在のところ該当しないもの]

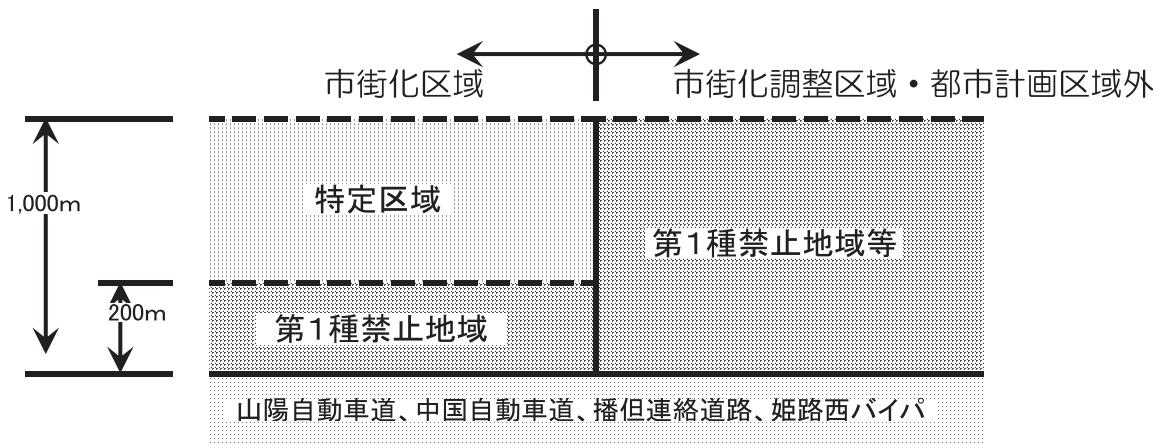
1. 景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区
2. 指定する都市景観形成地区 3. 国立公園
4. 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 5. 景観保護地区
6. 保存樹林のある地域 7. 指定する公園、緑地等の公共空地
8. 指定する空港、港湾、駅前広場及び付近の地域

5－1 道路沿道、鉄道沿線の規制

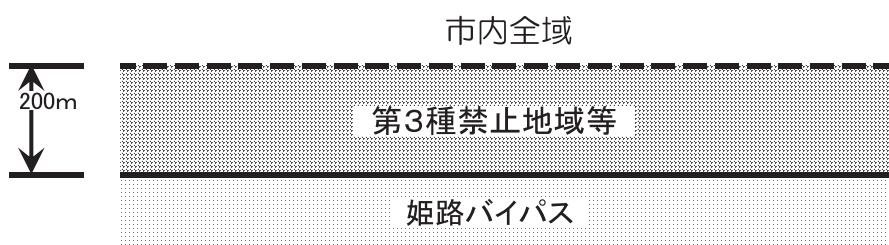
指定する道路、鉄道等路端からの距離、市街化区域内外等により、禁止地域等の区域が定められています。

禁止地域等の他、自己敷地外に建植えする広告物が掲出できない特定区域が定められています。

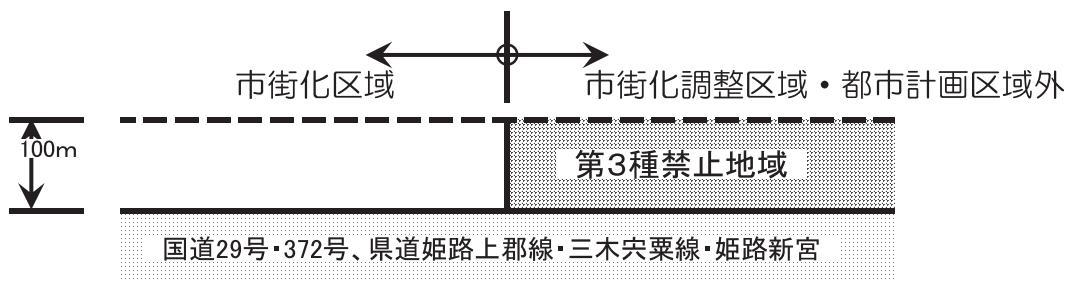
●山陽自動車道、中国自動車道、播但連絡道路、姫路西バイパス



●姫路バイパス

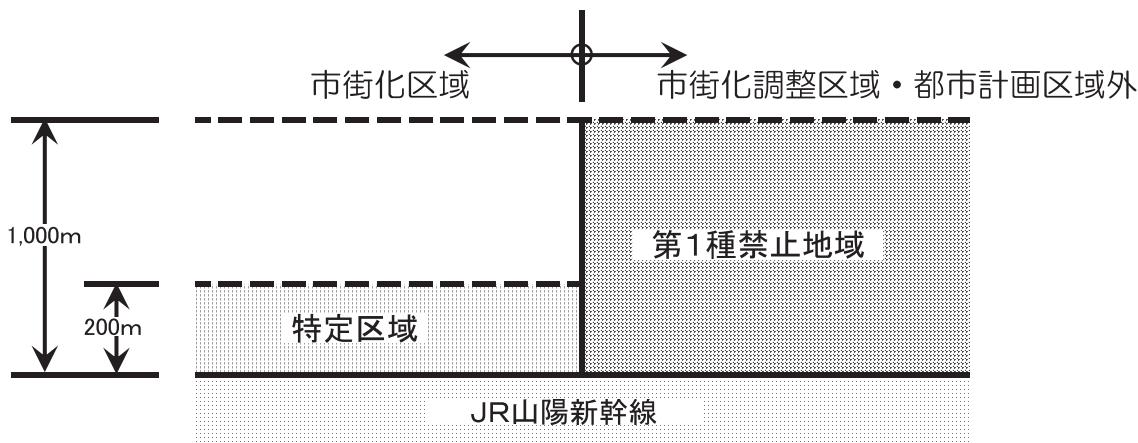


●国道29号・372号、県道姫路上郡線・三木宍粟線・姫路新宮線

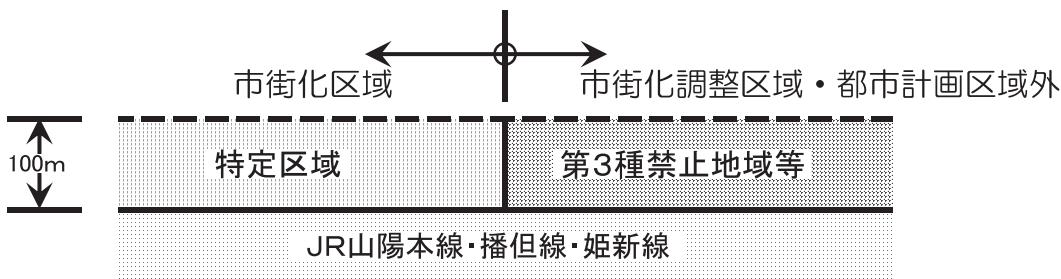


※国道29号、県道姫路上郡線・三木宍粟線・姫路新宮線は一部該当しない地域があります。

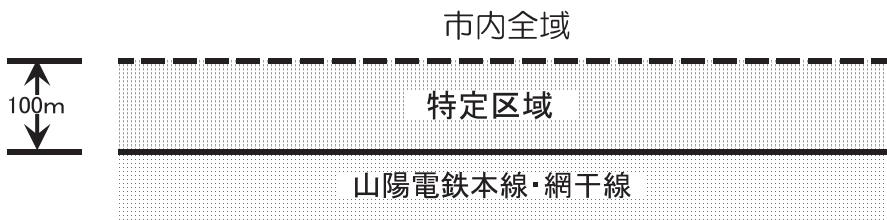
● JR 山陽新幹線



● JR 山陽本線・播但線・姫新線

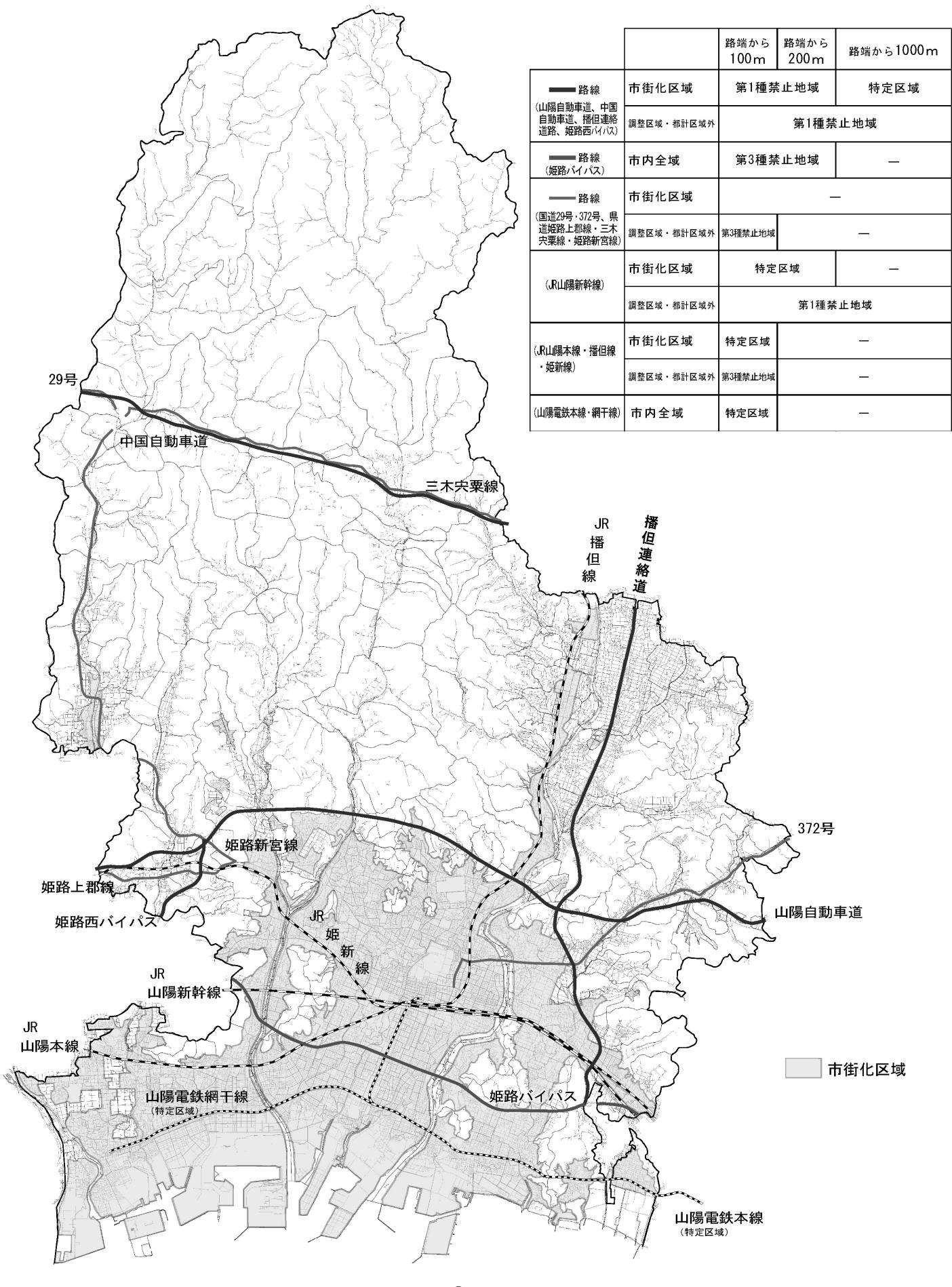


● 山陽電鉄本線・網干線



- 特定区域では、自己の敷地外に建植えする広告物等は掲出できません
- 道路沿道、鉄道沿線の規制は、道路上等から視認できるものについて適用されます
- 視認の可否の判断は、当該区域に係る道路、鉄道等から実際に視認できるか否かで判断するものとし、広告物等の一部が視認できる場合はすべて視認できるものとします
- 道路区域内も沿道と同様の扱いになります
- 地域規制等が重複して該当する場合は、厳しい方の規制の基準が適用されます

5-2 指定する道路、鉄道等



5－3 禁止地域等の適用除外 (条例第10条第4項)

次に掲げる広告物は、一定の基準に適合すれば、禁止地域等でも掲出できます。

1. 法令の規定によるもの
2. 国、地方公共団体、その他市長が指定する団体が公共的目的をもって掲出するもの
3. 公職選挙法による選挙運動のためのポスター、立札等
4. 公益上必要な施設、物件に寄贈者名等を表示するもので、次の基準に適合するもの

区分	基 準
表示面積	0.5 m ² 以下かつ、表示方向から見た当該施設又は、物件の外郭線内を1平面とみなした場合の当該平面の1/20以下
数量	1施設(物件)につき1枚(基)
色彩	・彩度の高い色の色数は2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下(色数が2色以下の場合は除く。)

5. 自家用広告物で次の基準に適合するもの

区分	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等	第3種禁止地域等
表示面積の合計 (注2)	・10 m ² 以下(自己の氏名・店名等以外の表示は5 m ² 以下) ・駐車場表示広告物等は、合計5 m ² まで表示面積の合計から除く	・20 m ² 以下(自己の氏名・店名等以外の表示は10 m ² 以下) ・駐車場表示広告物等は、合計10 m ² まで表示面積の合計から除く	・30 m ² 以下(自己の氏名・店名等以外の表示は15 m ² 以下) ・駐車場表示広告物等は、合計15 m ² まで表示面積の合計から除く
数量(注2)	3枚(基、個)以下	4枚(基、個)以下	5枚(基、個)以下
敷地内建植広告物の地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下
掲出場所	屋上若しくは屋上構造物の壁面への掲出禁止	屋上若しくは屋上構造物の壁面への掲出禁止(第1種・第2種中高層住居専用地域等において屋上構造物の壁面に掲出する場合を除く。)	
色彩	・彩度の高い色の色数は、2色以下(注3) ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下(色数が3色以下の場合は除く。)		
その他の表示方法	・建築物の壁面からの突出禁止 ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	・発光可変表示式広告物(一定時間表示内容等が変化しないものを除く。)、ネオンサイン等の使用禁止 ・高速自動車国道等沿道の指定区域内では、屋上若しくは屋上構造物の壁面における発光可変表示式広告物の使用禁止

(注2) 1事業所ごとの数量。なお、駐車場表示広告物等は除く

(注3) 集合看板であっても、1事業所ごとではなく合計2色以下である

6. 管理用広告物で次の基準に適合するもの（許可不要）

区分	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等	第3種禁止地域等
表示面積の合計	5 m ² 以下	10 m ² 以下	10 m ² 以下
数量	2枚（基、個）以下	3枚（基、個）以下	3枚（基、個）以下
敷地内建植 広告物の地上 からの高さ	5 m以下	7 m以下	10m以下
掲出場所	屋上若しくは屋上構造物の壁面への掲出禁止		
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色の色数は、2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1／2以下（色数が3色以下の場合を除く。） 		
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面からの突出禁止 ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・許可基準（P. 16～33）に適合すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面からの突出禁止 ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・許可基準（P. 16～33）に適合すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面からの突出禁止 ・発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものを除く。）、ネオンサイン等の使用禁止 ・高速自動車国道等沿道の指定区域内では、屋上における発光可変表示式広告物の使用禁止 ・許可基準（P. 16～33）に適合すること

7. 道標・案内図板で次の基準に適合するもの（公共的目的をもって表示設置するものに限る）

(1) 建植えするもの

区分	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等・第3種禁止地域等
1方向の表示面の面積（2面以上の場合は、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計）	<ul style="list-style-type: none"> ・道標 : 1 m²以下 ・説明板 : 2 m²以下 ・案内図板 : 3 m²以下 ・その他 : 3 m²以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・道標 : 2 m²以下 ・説明板 : 4 m²以下 ・案内図板 : 6 m²以下 ・その他 : 6 m²以下
地上からの高さ	3 m以下	3 m以下（特にやむを得ない場合は5 m以下）
相互距離	5 m以上	
色彩（案内図板を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色は2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1／2以下（色数が2色以下の場合を除く。） 	
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・交通信号機、踏切からの距離5 m以上 ・寄贈者名等の表示部分の面積は、当該表示面の面積の1／5以下 ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 	

(2) 建植えするもの以外

区分	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等・第3種禁止地域等
1方向の表示面の面積(2面以上の場合にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ・道標 : 1 m²以下 ・説明板 : 2 m²以下 ・案内図板 : 3 m²以下 ・その他 : 3 m²以下 	6 m ² 以下

8. 案内誘導広告物で次の基準に適合するもの

(1) 建植えするもの

区分	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等・第3種禁止地域等
包括的基準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の立地状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合のみ掲示すること ・位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとすること 	
1方向の表示面の面積(2面以上の場合にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	<ul style="list-style-type: none"> ・2 m²以下(集合案内誘導広告物を除く。) ・集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8 m²以下かつ、1施設等への案内誘導に係るもの1方向の表示面の面積は1 m²以下 	
横の長さ	2 m以下	
地上からの高さ	3 m以下	3 m以下(特にやむを得ない場合、集合案内誘導広告物の場合は、5 m以下)
相互距離	5 m以上	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色は2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下(色数が2色以下の場合を除く。) 	
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・交通信号機、踏切からの距離5 m以上 ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・集合案内誘導広告物にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること 	
一の敷地内の表示面積の合計	5 m ² 以下	10 m ² 以下

(2) 建植えするもの以外

区分	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等・第3種禁止地域等
包括的基準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の立地状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合のみ掲示すること ・位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとすること 	
表示面積	2 m ² 以下	
横の長さ	2 m以下	
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色は2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。） 	
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 	
一の敷地内の表示面積の合計	5 m ² 以下	10 m ² 以下

9. 冠婚葬祭、祭祀などのため一時的に掲出するもの
10. 講演会等会場敷地内の広告物で許可の適用除外8の基準（P. 14）に適合するもの
11. 電車、自動車に表示するもの
12. 人、動物、車両、船舶又は、航空機に表示するもの
13. 地方公共団体が設置する公共掲示板にその地方公共団体の規定に従って表示するもの
14. 非営利目的のためのはり紙、はり札等、広告旗、立看板などで許可の適用除外12の基準（P. 15）に適合するもの
15. 指定する道路、鉄道等の区間及びその沿道、沿線地域において表示するもので、道路、鉄道、軌道又は索道から視認できないもの

6 許可の適用除外 (条例第4条第2項、規則第5条他)

次の広告物の掲出には許可が不要ですが、一定規模を超える場合等は届出が必要です。

1. 法令の規定によるもの
2. 国、地方公共団体、その他市長が指定する団体（注4）が公共的目的をもって掲出するもの（5m²超は届出必要）。なお、公共広告物に協賛者の名称を表示する場合は、広告物全体の面積の1／5以下とすること。

注4 市長が指定する公共的団体は、次のとおりとする。（平成8年告示第95号）

- (1) 国又は地方公共団体が出資している団体
- (2) 国又は地方公共団体並びにこれらの機関を構成員の全部又は一部として組織された団体
- (3) 土地改良等の公共組合
- (4) 日本赤十字社
- (5) 社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）による社会福祉法人
- (6) 自治会、町内会その他これらに類する住民が組織する団体

3. 公職選挙法による選挙運動のためのポスター、立札等

4. 公益上必要な施設、物件に寄贈者名等を表示するもので、次の基準に適合するもの

区分	基 準
表示面積	0.5m ² 以下かつ、表示方向から見た当該施設又は、物件の外郭線内を1平面とみなした場合の当該平面の1／20以下
数量	1施設（物件）につき1枚（基）
色彩	・彩度の高い色の色数は2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1／2以下（色数が2色以下の場合を除く。）

5. 自家用広告物で、次の基準に適合するもの

種別	区分	基 準
禁 止 地 域 等 (P5~9 参 照)	表示面積 の合計	1事業所等につき5m ² 以下
	数量	3枚（基、個）以下
	その他	許可基準（P.16~33）、禁止地域等の適用除外の基準（P.9~12）に適合すること。ただし都市景観形成地区内に掲出する場合は届出が必要
禁 止 地 域 等 以 外 の 地 域	表示面積 の合計	1事業所等につき10m ² 以下
	数量	3枚（基、個）以下
	その他	許可基準（P.16~33）に適合すること、ただし、都市景観形成地区内に掲出する場合は届出が必要

6. 管理用広告物で、次の基準に適合するもの

種 別	区 分	基 準
第 1 種 禁 止 地 域 等	表示面積 の 合 計	1団の土地（1物件）につき 5 m ² 以下
	数 量	2枚（基、個）以下
	そ の 他	許可基準（P. 16～33）、禁止地域等の適用除外の基準（P. 10 第1種禁止地域等の欄）に適合すること
第 2 種 禁 止 地 域 等	表示面積 の 合 計	1団の土地（1物件）につき 10 m ² 以下
	数 量	3枚（基、個）以下
	掲出場所	建築物の屋上若しくは屋上構造物※3の壁面への掲出禁止
第 3 種 禁 止 地 域 等	その他の 表示方法	建築物の壁面からの突出禁止
	そ の 他	許可基準（P. 16～33）、禁止地域等の適用除外の基準（P. 10 第2種禁止地域等・第3種禁止地域等の欄）に適合すること
禁 止 地 域 等 以 外 の 地 域	表示面積 の 合 計	1団の土地（1物件）につき 10 m ² 以下
	数 量	3枚（基、個）以下
	そ の 他	許可基準（P. 16～33）に適合すること

7. 冠婚葬祭、祭礼などのため一時的に掲出するもの

8. 講演会等会場敷地内の広告物で次の基準に適合するもの

区 分	基 準
表 示 面 積	10 m ² 以下
地 上 か ら の 高 さ	5 m以下
掲 出 场 所	<ul style="list-style-type: none"> ・会場の敷地内に掲出するものであること ・のぼりは、道路の路肩から 5 m以内の場所に掲出しないこと
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・催物の名称、開催期日、開催内容等当該催物の案内に必要な事項を表示するものであること ・掲出する期間が、当該催物が開催される日の 5 日前から当該催物が終了する日までとすること

9. 電車、自動車に表示する広告物で次の基準に適合するもの

区分	基 準
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電車の車体に所有者の名称、商標、自己の事業、営業の内容を表示するものの ・自動車の車体に所有者・管理者の氏名、名称、店名、商標、自己の事業、営業内容、又は下記12の表示内容に掲げる事項を表示するもの ・自動車で道路運送車両法による登録における使用の本拠の位置（当該本拠の位置が姫路市域外であるものに限る。）において適用される広告物等の規制に関する条例の規定に従って表示するもの

10. 人、動物、車両（電車、自動車を除く。）、船舶又は、航空機に表示するもの

11. 地方公共団体が設置する公共掲示板にその地方公共団体の規定に従って表示するもの

12. 非営利目的のためのはり紙、はり札等、広告旗、立看板など（届出は必要）

区分	基 準
表示内容	政治活動、宗教活動、労働活動その他営利を目的としない活動のために行う宣伝、集会、行事、催物等に関する事項を表示するもの
表示期間	1箇月以内
表示面積	<ul style="list-style-type: none"> ・はり紙・はり札等は0.5m²以下、広告旗・立看板は2m²以下 ・はり紙を掲出する物件（掲示板）は2m²以下
その他	<p>次に掲げるものについては、届出は不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はり紙、はり札等、広告旗又は立看板のうち、表示面又は見やすい箇所に表示者の氏名・名称及び住所・連絡先並びに表示の始期・終期が明記してあるもの ・掲示板のうち、設置者の氏名又は名称が明記してあるもの ・届出がなされた掲示板又は設置者の氏名又は名称が明記してある掲示板に表示するはり紙

7. 許可の基準 (条例第5条第1項、規則第6条・別表第5)

屋外広告物を掲出するためには、広告物の面積、高さ、表示・設置の場所、色彩その他の表示方法について、許可基準を定めています。一般基準の他に、広告物の種類に応じ、個別基準があります。

7-1 一般基準 (全ての種類の広告物に対する基準)

(特に重要な基準)

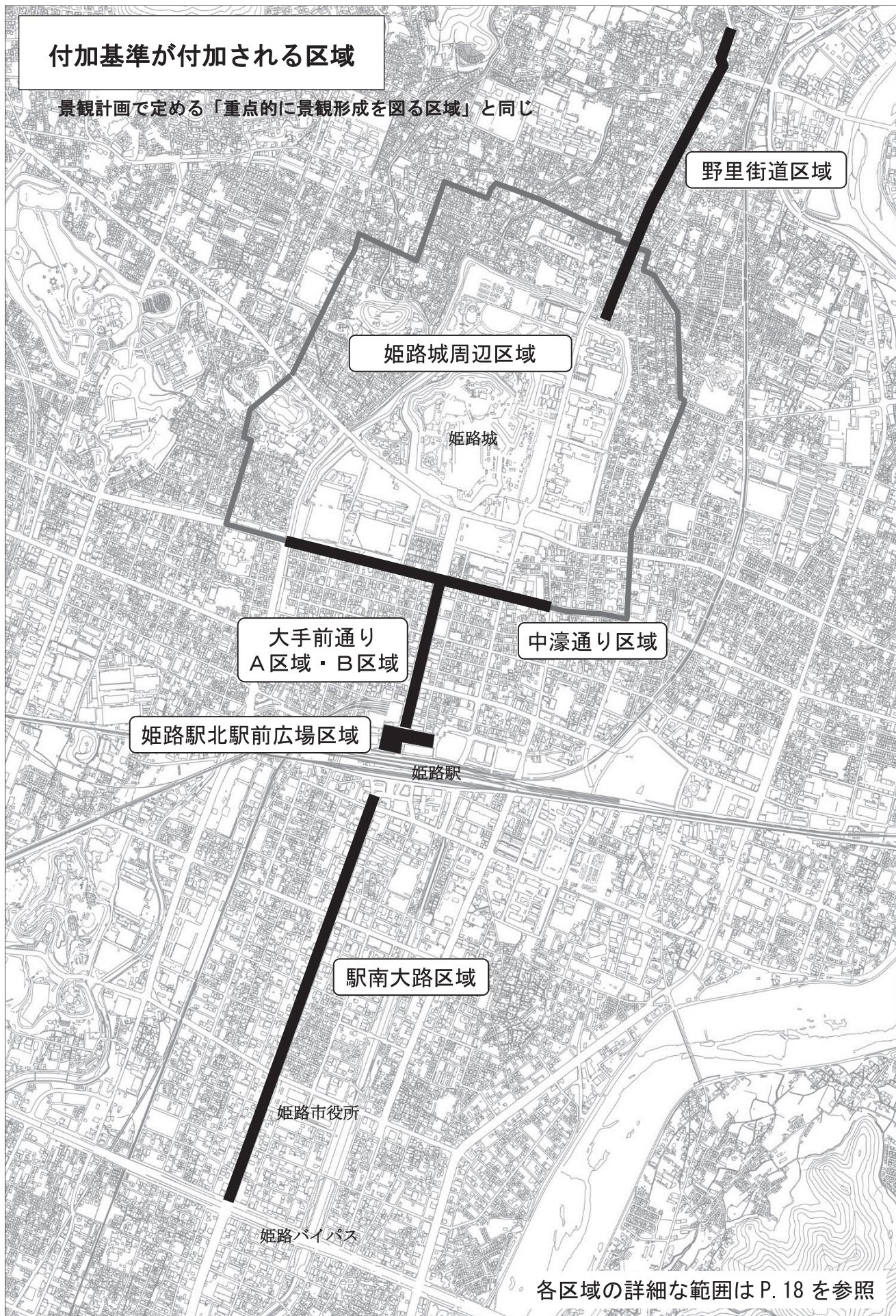
1. 第1種・第2種低層・中高層住居専用地域から100m以内の地域に掲出する広告物等で当該地域から視認できるものにあっては、発光可変表示式広告物及びネオンサイン等を使用しないこと
2. 禁止地域等以外の地域における高さが15mを超える建築物に掲出する広告物等(注5)の表示面積の合計は、一の建築物の壁面合計面積(近隣商業地域・商業地域(以下「商業系地域」という。)にある建築物にあっては地上から52m、その他の地域にある建築物にあっては地上から47mまでの高さの部分の壁面面積の合計)の1/2を超えないこと
3. 第1種・第2種・準住居地域にあっては、一の敷地内に掲出する広告物等(自家用広告物等を除く。)の表示面積の合計が、10m²を超えないこと
(一般的な基準)
4. 特に景観に配慮すべき地域又は場所にあっては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が、当該景観と調和したものであること
5. 広告物の裏面・側面、広告物を掲出する物件にあっては、塗装その他装飾等を行い、表示面、周辺景観と調和したものであること
6. 光(反射光を含む。)を発する広告物等は、美観を損なわないこととし、かつ、過度に明るくならない光量とするなど、周辺景観と調和するよう努めること
7. 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)又は、反射性の強い塗料を使用しないこと

(付加基準が適用される区域の基準)

8. 大手前通りA区域、大手前通りB区域、姫路駅北駅前広場区域に掲出する広告物等にあっては、材料は汚れが目立たず、退色、破損等のしにくいものであること
9. 駅南大路区域、中濠通り区域に掲出する広告物等にあっては、材料は汚れが目立たず、退色、破損等のしにくいものであり、広告物の集合化、建築物との一体化、隣接建築物等と調和を図り、突出感の軽減に努め、かつ、けばけばしい色彩を使用しないこと
10. 野里街道区域に掲出する広告物等にあっては、歴史的な町並みの連續性に配慮した規模、形態、意匠等であり、地色は、建築物と同系色又は無彩色(木材等の伝統的な様式の仕上げ材を用い、歴史的な町並み景観に寄与すると認められる場合を除く。)であること
11. 広告物の種類ごとに、次の共通基準に適合し、姫路城周辺区域、大手前通りA区域、大手前通りB区域、駅南大路区域、中濠通り区域、姫路駅北駅前広場区域、野里街道区域、特定区域にあっては、付加基準にも適合すること(注6)

注5 壁面広告物だけではなく、建築物等に掲出する広告物(屋上広告物、壁面より突出するもの)を含む

注6 大手前通りB区域、駅南大路区域、中濠通り区域、姫路駅北駅前広場区域、野里街道区域、特定区域に掲出する広告物等で、当該区域に係る道路、鉄道等から視認できないものは、これらの区域に適用される付加基準は、適用しない。なお、視認の可否の判断は、当該区域に係る道路、鉄道等から実際に視認できるか否かで判断するものとし、広告物等の一部が視認できる場合はすべて視認できるものとする



<p>大手前通り A 区域・B 区域</p> <p>大手前通り A 区域：実線で囲まれた区域のうち、市道幹第 1 号線(大手前通り)の道路境界から 20m までの敷地又は空地 大手前通り B 区域：実線で囲まれた区域のうち、A 区域以外の敷地又は空地</p>	<p>駅南大路区域</p> <p>市道幹第 6 号線のうち起点から一般国道 2 号(姫路バイパス)までに接する敷地又は空地</p>	<p>野里街道区域</p> <p>姫路市道城北 99 号線及び当該道路の境界から 20m までの敷地又は空地(世界遺産バッファゾーンの区域に限る)</p>
<p>中濠通り区域</p> <p>一般国道 2 号のうち白鷺橋東詰めから市道城南 98 号線又は市道城南 136 号線までに接する敷地又は空地 (大手前通り A 区域・B 区域を除く)</p>		
<p>姫路城周辺区域</p> <p>姫路城周辺の実線で囲まれた区域 (中濠通り区域、野里街道区域を除く)</p>	<p>姫路駅北駅前広場区域</p> <p>姫路駅北駅前広場に接する敷地又は空地 (大手前通り A 区域・B 区域を除く)</p>	

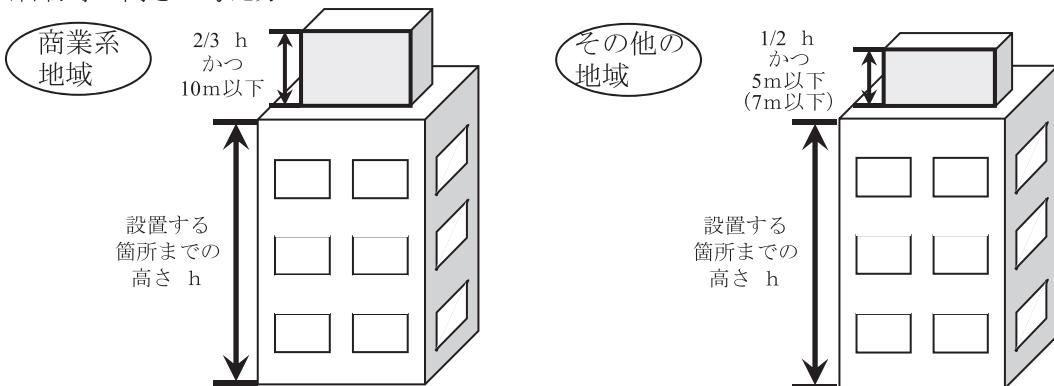
7-2 個別基準（広告物の種類に応じた基準）

(1) 屋上を利用するもの

(I) 共通基準（すべての区域で共通の基準）

区分	基 準
掲出場所	木造建築物への掲出禁止
広告物等の高さ	・商業系地域：地上から設置する箇所までの高さの2/3以下かつ10m以下 ・その他の地域：地上から設置する箇所までの高さの1/2以下かつ5m以下（準工業地域、工業地域、工業専用地域は7m以下）
地上からの高さ	・商業系地域：52m以下 ・その他の地域：47m以下
その他の表示方法	・建築物（屋上構造物を除く。）の水平投影面をはみ出さないこと ・支柱及び骨組みはルーバーの利用、その他の方法により目立たないようにすること ・商業系以外の地域の場合は、時事に関する事項を除き、発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものを除く。）、ネオンサイン等の使用禁止

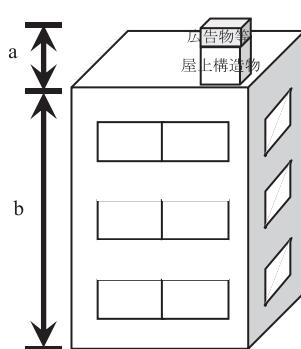
◎広告物等の高さの考え方



◎屋上構造物の上に広告物等を設置する場合の高さの考え方

屋上構造物の上に設置する場合にあっては、当該屋上構造物の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8を超える、かつ、当該屋上構造物の壁面の延長面から突出していないときを除き、当該屋上構造物の高さは、広告物等の高さに算入し、地上から設置する箇所までの高さに算入しない

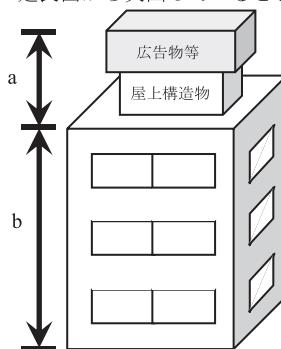
①屋上構造物の水平投影面積が建築面積の1/8以内のとき



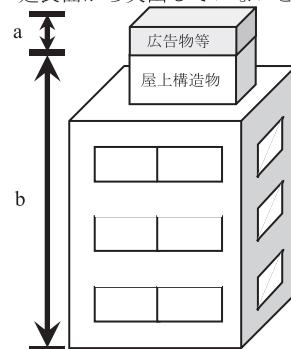
a: 広告物等の高さ
b: 設置する箇所までの高さ

①②屋上構造物の高さは、
⇒「広告物等の高さ(a)」に算入

②屋上構造物の水平投影面積が建築面積の1/8を超える、広告物等が屋上構造物の壁面の延長面から突出しているとき



③屋上構造物の水平投影面積が建築面積の1/8を超える、広告物等が屋上構造物の壁面の延長面から突出していないとき



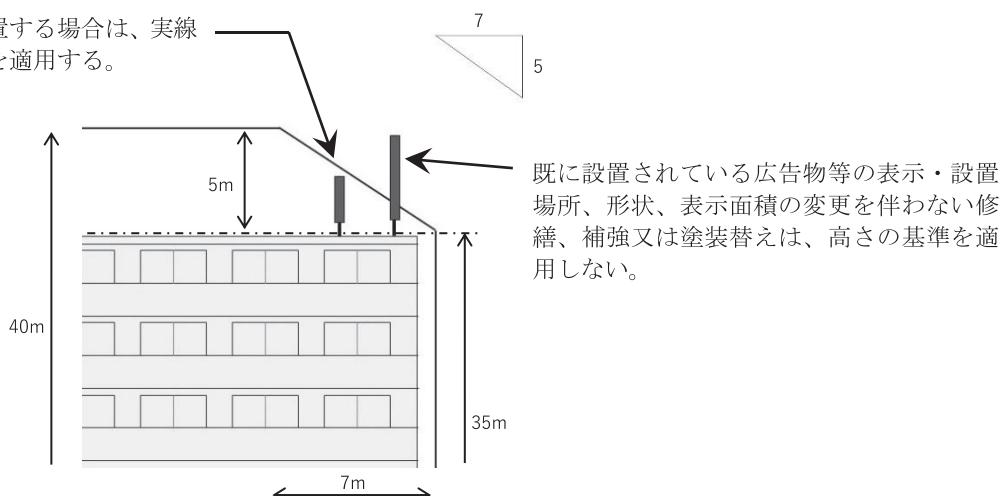
③屋上構造物の高さは、
⇒「設置する箇所までの高さ(b)」に算入

(II) 付加基準（区域に応じて、共通基準に付加される基準）

区分	大手前通り A 区域	大手前通り B 区域 地上からの高さ 15m を超える部分に表示・設置するものに適用する。
令和3年4月1日以降に建築物を新築、増築又は改築する場合	新築、増築又は改築する建築物の部分への掲出禁止	新築、増築又は改築する建築物の部分への掲出禁止
上記以外の場合	掲出場所	屋上構造物の上に設置する場合は、当該構造物の水平投影面からの突出禁止
	表示面積	建築物の各立面積の 1 / 10 以下
	数量	建築物 1 棟につき、1 個
	広告物等の高さ	横の長さを超えないこと
	地上からの高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・40m以下 ・広告物等の各部分の高さは、当該各部分から大手前通りまでの水平距離に $5/7$ を乗じて得たものに 35m を加えたもの以下 ・既存の広告物等の表示・設置場所、形状、表示面積の変更を伴わない修繕、補強、模様替えを除く
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地色：明度 7.5 以上 8.5 以下の無彩色 明度 8.0 を推奨する ・文字、図柄の色：2 色以下 明度 2.0 以上、彩度 6.0 以下（色相が R, YR, Y の場合は彩度 8.0 以下）
	その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・けばけばしい色彩の照明の使用禁止

◎大手前通り A 区域において、令和3年4月1日より前に建築された建築物の屋上に広告物を設置する場合の地上からの高さの考え方

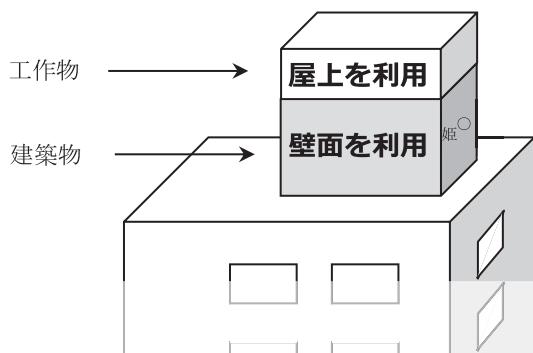
新たに広告物を設置する場合は、実線で示す高さの基準を適用する。



区分	姫路駅北駅前広場区域
掲出場所	屋上構造物の上に設置する場合は、当該構造物の水平投影面からの突出禁止
表示面積	建築物の各立面積の1/10以下
数量	建築物1棟につき、1個
広告物等の高さ	横の長さを超えないこと
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 地色：明度7.5以上8.5以下の無彩色 明度8.0を推奨する 文字、図柄の色：2色以下 明度2.0以上、彩度6.0以下（色相がR,YR,Yの場合は彩度8.0以下）
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 けばけばしい色彩の照明の使用禁止

区分	駅南大路区域	中濠通り区域	野里街道区域	姫路城周辺区域
掲出場所	高さ12m以上の建築物の屋上への掲出禁止	禁止（屋上への掲出禁止）		

◎建築物の屋上部分の壁面に設置する広告物の取り扱いについて



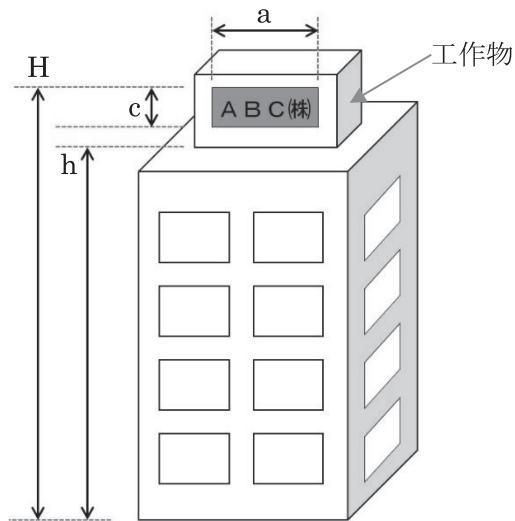
建築物の屋上部分（屋上構造物を含む）の壁面を利用する広告物は、壁面を利用するものとして取り扱う。
(壁面を利用するものの基準はP.23を参照。)
建築物の上部に設置する工作物を利用する広告物は、屋上を利用するものとして取り扱う。

◎屋上を利用する広告物等の面積の算出方法

以下2つの条件を満たす場合は、広告物部分のみの面積（文字・図柄などのアウトライン部分）で算出する。

- ① 当該広告物の主たる目的が屋上設備の目隠しなど、広告物の設置を主たる目的としていない場合
- ② 工作物と別の構造物で広告物を設置する場合（工作物の上に別の板面を設置する等）

・屋上を利用する広告物の面積算定例



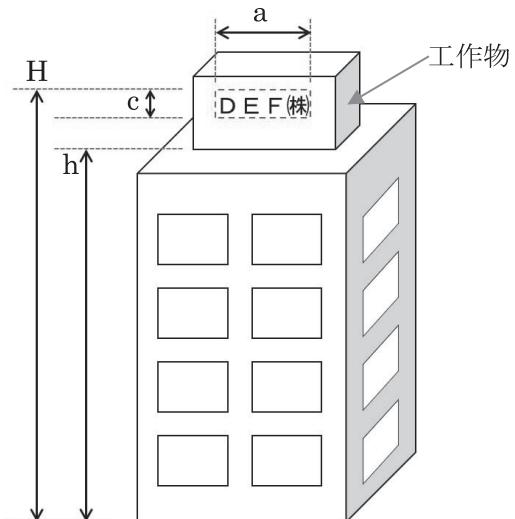
各図共通
S:広告物の面積
h:地上から設置する箇所までの高さ
H:広告物等の高さ
a/b/c:広告物のアウトラインの長さ

例①：工作物の上に板面を設置する（条件①②を満たす場合）

広告物等の面積及び個数カウント方法
(4面全てに表示がある場合)

$$S = a c \quad (\text{板面のアウトラインで算定}) \quad 4 \text{ 個}$$

(注意：4面1個ではない)

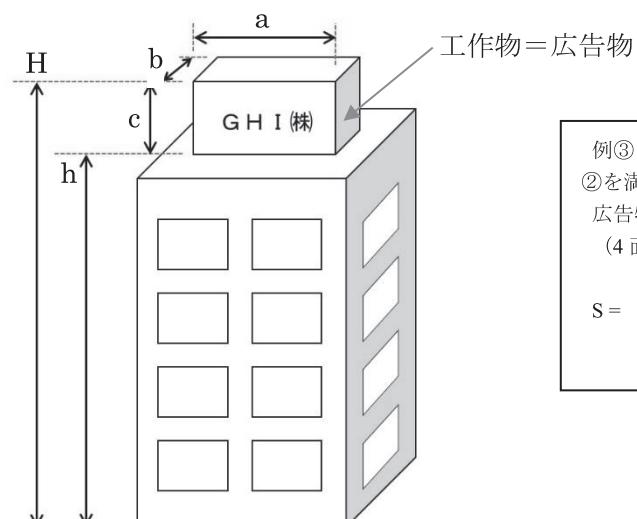


例②工作物の上に箱文字で表示する（条件①②を満たす場合）

広告物等の面積及び個数カウント方法
(4面全てに表示がある場合)

$$S = a c \quad (\text{箱文字のアウトラインで算定}) \quad \text{が} \ 4 \text{ 個}$$

(注意：4面1個ではない)



例③工作物と表示部分の構造が同一の場合（条件①②を満たさない）

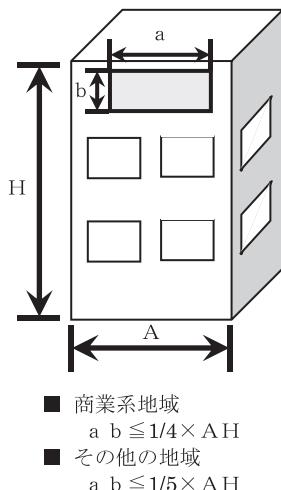
広告物等の面積及び個数カウント方法
(4面全てに表示がある場合)

$$S = 2 a c + 2 b c \quad \text{が} \ 1 \text{ 個}$$

(2) 壁面又は屋根面を利用するもの

(I) 共通基準

区分	基 準
表示面積の合計	<ul style="list-style-type: none"> 商業系地域：当該壁面（屋根面）の $1/4$ 以下 その他の地域：当該壁面（屋根面）の $1/5$ 以下 広告幕の規格：長さ 15m 以下、幅 1.5m 以下 広告幕にあっては、表示期間が 5 日を超える場合、表示面積に算入
地上からの高さ	<ul style="list-style-type: none"> 商業系地域：原則 52m 以下 その他の地域：原則 47m 以下
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 壁面（屋根面）の外郭線からの突出禁止 窓、開口部をふさがないこと（広告幕を除く。） 意匠が同一のものは、1 壁面（屋根面）に 1 枚（基）。なお相互距離 30m 以上又は出入口付近に表示するもので建築物全体の調和に配慮し当該建築物への円滑な誘導のために必要最小限と認められるものは除く



(II) 付加基準

区分	大手前通り A 区域	大手前通り B 区域 地上からの高さ 15m を超える部分に表示・設置するものに適用する。
掲出場所	令和 3 年 4 月 1 日以降に新築、増築又は改築する建築物の屋上構造物の壁面への掲出禁止	
表示面積	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 8m 以下の部分に設置する広告物は当該壁面（屋根面）のうち高さ 8m 以下の部分の $1/4$ 以下 高さ 8m を超える部分に設置する広告物は当該壁面（屋根面）のうち高さ 8m を超える部分の $1/10$ 以下 	
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 箱文字で表示すること（広告幕又は地上からの高さ 8m 以下の壁面に設置するもので、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。） 地上からの高さ 8m 以上に設置する場合は、発光可変表示式広告物の使用禁止 地上からの高さ 8m 以上の窓面への表示禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 箱文字で表示すること（広告幕で、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。） 発光可変表示式広告物の使用禁止 窓面への表示禁止

区分	中濠通り区域	野里街道区域	姫路城周辺区域
掲出場所	屋上構造物の壁面への掲出禁止		
色彩			彩度の高い色の色数は 2 色以下
その他の表示方法	箱文字で表示すること又は、地色は建築物と同系色若しくは無彩色とすること（1 階の壁面に設置するもので、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。）	発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	<ul style="list-style-type: none"> 3 階以上に設置する場合は、箱文字で表示すること 発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止

区分	姫路駅北駅前広場区域	駅南大路区域
掲出場所		高さ12m以上の屋上構造物の壁面への掲出禁止
表示面積	当該壁面（屋根面）の1／10以下（発光可変表示式広告物を使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積で計算） ただし、2階以下に設置するものが、表示方法の統一、広告枠の設置、集合化等により建築物全体における広告物表示の調和に配慮していると認められる場合は、2階以下の部分については、当該壁面の1／4以下	当該壁面（屋根面）の1／5以下
色彩	3階以上に設置するものの地色は、建築物の壁面との調和に配慮し、建築物と同系色かつ景観計画に定める景観形成基準（注7）に適合する色彩、又は白色系の色彩すること	
その他の表示方法	・4階以上に設置する場合は、発光可変表示式広告物の使用禁止 ・発光可変表示式広告物は、1壁面（屋根面）に1枚（基） ・3階以上の窓面への表示禁止	箱文字で表示すること又は、地色は建築物と同系色若しくは無彩色とすること（1階の壁面に設置するもので、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。）

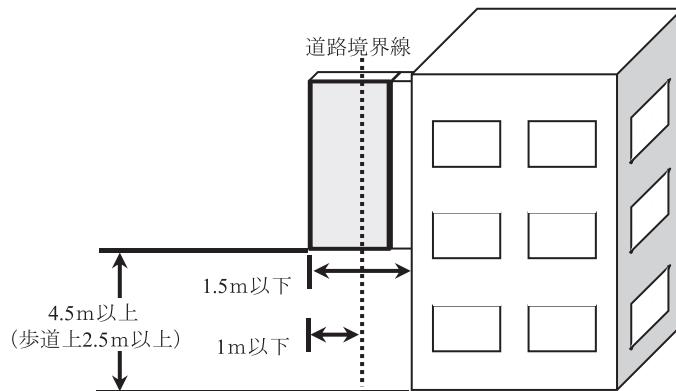
(注7) 景観計画に定める景観形成基準(姫路駅北駅前広場地区の項目別基準のうち色彩の基準のみ)

項目	基準
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色は、姫路城の色調と調和のとれた色彩とし、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①無彩色を使用する場合は、明度5～9 ②R（赤）、YR（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度1以下

(3) 壁面より突出するもの

(I) 共通基準

区分	基 準
建築物からの出幅	建築物の壁面から 1.5m以下、道路境界から 1 m以下
地上からの高さ	・商業系地域：52m以下 ・その他の地域：47m以下
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上：2.5m以上）
その他の表示方法	・壁面の上端を超える突出禁止 ・骨組み等の露出禁止（表示面以外は金属等で被覆すること） ・交通信号機から 10m以内での発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止



(II) 付加基準

区分	大手前通りA区域	大手前通りB区域 地上からの高さ 15m を超える部分に表示・設置するものに適用する。
掲出場所	地上からの高さ 8m を超える部分への掲出禁止（※）	
建築物からの出幅	建築物の壁面から 1 m以下	
色彩	集合化された広告物は、地色を統一すること	
その他の表示方法	発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものは除く。）、ネオンサイン等の使用禁止	発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止

- ※ ただし、令和3年4月1日において、地上からの高さ 8m を超える部分に既に設置されている広告物等の表示・設置場所、形状、構造を変更せずに広告物を取り換える場合は、以下の基準に該当するものとすること。
- ・地色は明度 7.5 以上 8.5 以下の無彩色(明度 8.0 を推奨する)
 - ・集合化された広告物は、地色を統一すること
 - ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止

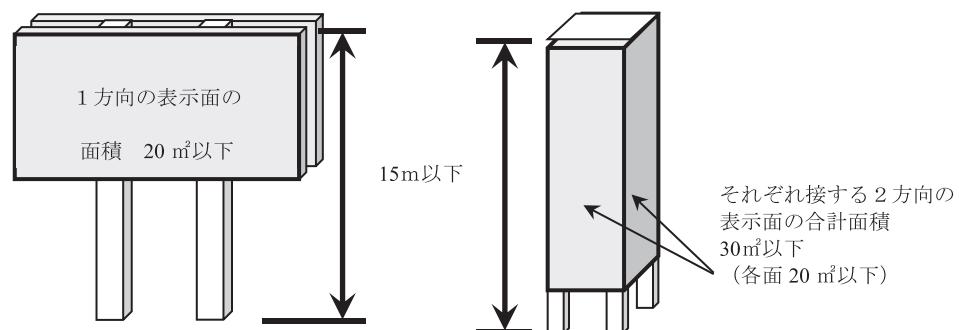
区分	駅南大路区域	姫路駅北駅前広場区域	姫路城周辺区域
建築物からの出幅		建築物の壁面から 1 m以下	
数量		2階以上に設置するものは、建築物 1 棟につき、1 個	
色彩	地色は建築物と同系色又は無彩色	<ul style="list-style-type: none"> ・地色は建築物の壁面との調和に配慮し、建築物と同系色かつ景観計画に定める景観形成基準に適合する色彩、又は白色系の色彩とすること ・集合化された広告物は、地色を統一すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・地色は建築物と同系色又は無彩色 ・彩度の高い色の色数は 2 色以下
その他の表示方法		<ul style="list-style-type: none"> ・発光可変表示式広告物（2 階以下に設置するもので、一定時間表示内容等が変化しないものは除く。）、ネオンサイン等の使用禁止 	発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止

区分	中濠通り区域	野里街道区域
建築物からの出幅	建築物の壁面から 1 m以下	
数量	建築物 1 棟につき、1 個	

(4) 自己の敷地に建植えするもの（自家用広告物に該当するもの）

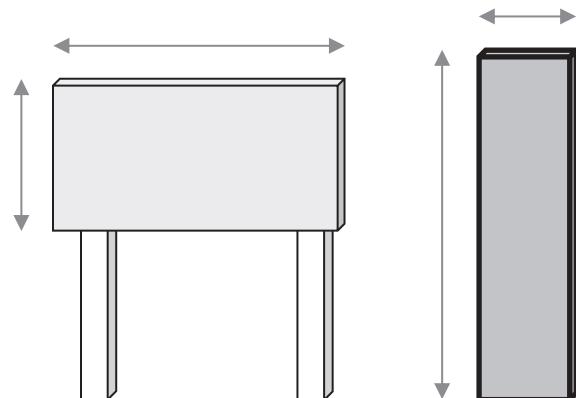
(I) 共通基準

区分	基 準
表示面積	1方向の表示面の面積20m ² 以下、それぞれの接する2方向の表示面の合計面積30m ² 以下、総合計表示面積60m ² 以下
数量	・2基以下（駐車場表示広告物等は除く。1事業所ごとではなく、敷地内の建植広告物の本数の合計） ・敷地面積が10,000m ² 以上又は建築面積が3,000m ² 以上の施設（都市景観形成地区及び姫路城周辺区域、野里街道区域内の施設は除く。）のうち、接道距離100m以上の道路を有する施設は、100m以上の道路1本につき1基追加可。ただし、意匠が同一のものは、道路1本につき2基以下
地上からの高さ	15m以下
その他の表示方法	商業系以外の地域で地上からの高さが5mを超える場合は、発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものは除く。）、ネオンサイン等の使用禁止

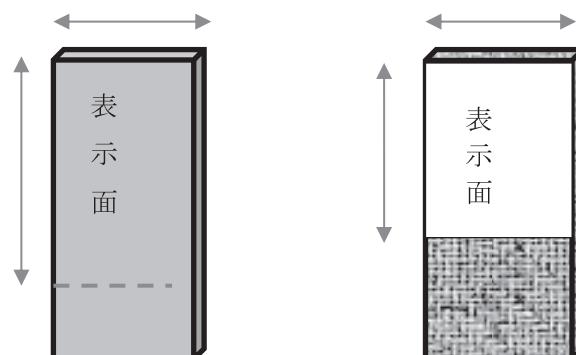


面積計算の方法について

- 原則として、広告物が表示されている面の縦×横で計上する



- 広告物が表示されている面が、切れ込みが入っている、板面の模様や色が違う等の場合は、表示面のみの縦×横で計上する



(II) 付加基準

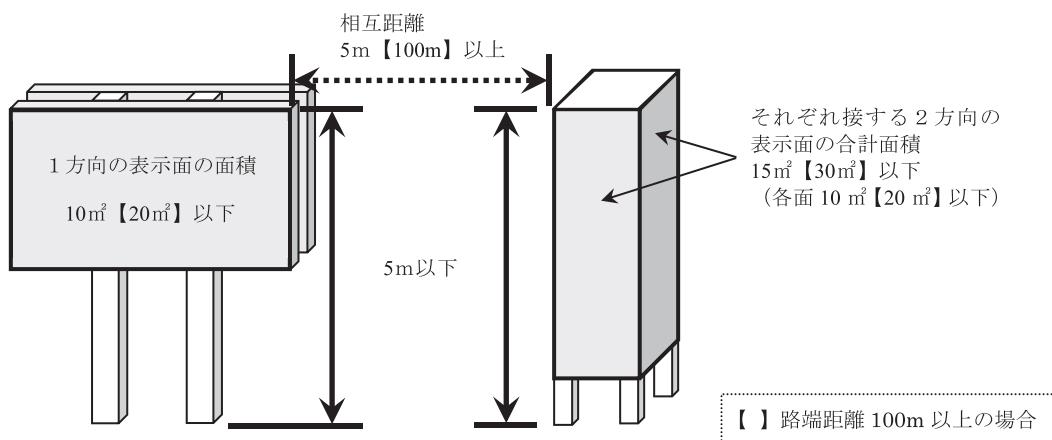
区分	大手前通りA区域	姫路駅北駅前広場区域
表示面積	合計表示面積 20 m ² 以下（横の長さが廣告物等の上端の地上からの高さの 1/5 以下であるものの場合は、それぞれの接する 2 方向の表示面の合計面積 20 m ² 以下、総合計表示面積 40 m ² 以下）	発光可変表示式廣告物は、1 方向の表示面の面積 5 m ² 以下、それぞれの接する 2 方向の表示面の合計面積 7.5 m ² 以下、総合計表示面積 15 m ² 以下
数量	意匠が同一のものは、1 基	・意匠が同一のものは、1 基 ・発光可変表示式廣告物は、1 基
地上から の高さ	10m以下	
その他の 表示方法		・発光可変表示式廣告物（一定時間表示内容等が変化しないものを除く）、ネオンサイン等の使用禁止

区分	中濠通り区域	野里街道区域	姫路城周辺区域
掲出場所		原則として禁止（やむを得ない理由による場合のみ設置可）	
数量		1 基	
地上から の高さ	10m以下	5 m 以下かつ建築物の高さ以下	
横の長さ		1 m 以下	
色彩			・地色は建築物と同系色又は無彩色 ・彩度の高い色の色数は、2 色以下

(5) 自己の敷地外に建植えするもの（自家用広告物以外）

(I) 共通基準

区分	基 準
表示面積	1方向の表示面の面積10m ² 以下、それぞれの接する2方向の表示面の合計面積15m ² 以下、総合計表示面積30m ² 以下（路端距離が100m以上のものにあっては、1方向の表示面の面積20m ² 以下、それぞれの接する2方向の表示面の合計面積30m ² 以下、総合計表示面積60m ² 以下）
地上から の高さ	5m以下
相互距離	5m以上（路端距離が100m以上のものは、相互距離100m以上）
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下（案内図版を除く。）
その他の 表示方法	・交通信号機、踏切からの距離5m以上（案内図版を除く。） ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止



(II) 付加基準

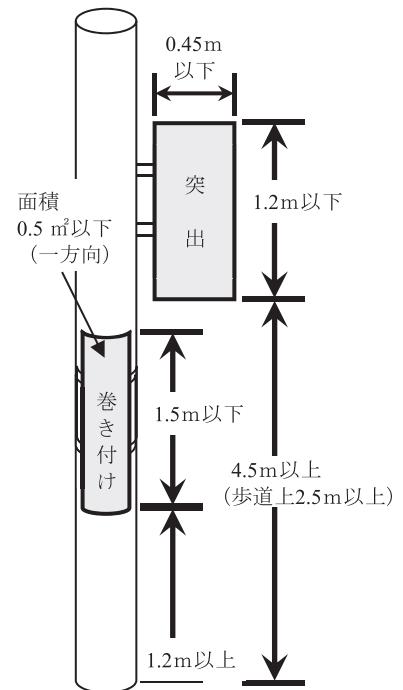
区分	野里街道区域	姫路城周辺区域
色彩		地色は無彩色（案内図版は除く。）
横の長さ	1m以下（案内図版は除く。）	

区分	特定区域（下記の広告物のみ掲出可能）	
	道標・案内図版等	案内誘導広告物
1方向の表示面の面積（2面以上の場合にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計）	<ul style="list-style-type: none"> 道標 : 2m²以下 説明板 : 4m²以下 案内図版 : 6m²以下 その他 : 6m²以下 	<ul style="list-style-type: none"> 2m²以下（下記を除く。） 集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8m²以下かつ、1施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1m²以下
横の長さ		2m以下
地上から の高さ	3m以下（特にやむを得ない場合、集合案内誘導広告物の場合は、5m以下）	
色彩	地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下（色数が2色以下の場合及び案内図版を除く。）	
その他の 表示方法	寄贈者名等の表示部分の面積は、当該表示面の面積の1/5以下	

(6) 電柱を利用するもの

(I) 共通基準

区分	基 準
規格（1方向の表示面の面積）	<ul style="list-style-type: none"> 突出するもの：縦1.2m以下、横0.45m以下 巻き付けるもの：縦1.5m以下、表示面積0.5 m²以下
数 量	電柱1本につき、突出するもの・巻き付けるもの各1個
道路面からの高さ	<ul style="list-style-type: none"> 突出するもの：4.5m以上（歩道上2.5m以上） 巻き付けるもの：1.2m以上
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 彩度の高い色の色数は2色以下 地色への彩度の高い色の使用禁止
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 交通信号機からの距離5m以上（突出するもの） 設置する方向が歩車道の区別のある道路の場合は歩道側、区別のない場合は路肩側とすること 電柱から垂直に0.15m離して上下端を支柱で取り付けること 市長が指定する区域内ではり紙、はり札等、広告旗、立看板等を表示、設置できない（禁止物件P3参照）



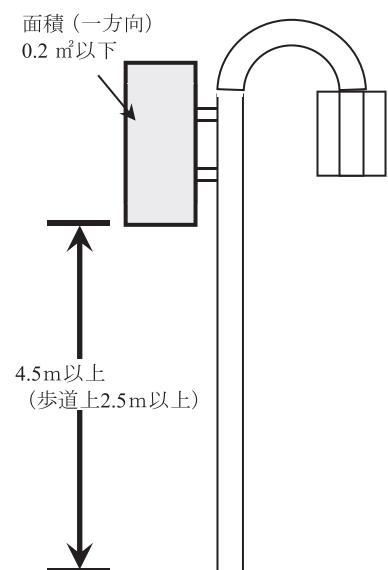
(II) 付加基準

区分	野里街道区域	姫路城周辺区域
掲出場所	禁止（電柱への掲出禁止）	

(7) 街灯を利用するもの

(I) 共通基準

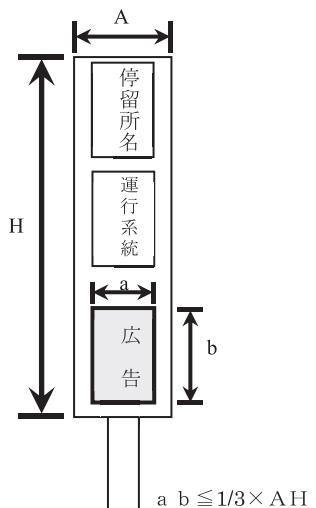
区分	基 準
規格（1方向の表示面の面積）	0.2 m ² 以下
数 量	街灯1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 彩度の高い色の色数は2色以下 地色への彩度の高い色の使用禁止（色数が2色以下の場合を除く。）
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 交通信号機からの距離5m以上 商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものであること 同一商店街に掲出する場合は、規格を統一すること 市長が指定する区域内ではり紙、はり札等、広告旗、立看板等を表示、設置できない（禁止物件P3参照）



(8) バス停留所標識を利用するもの

(I) 共通基準

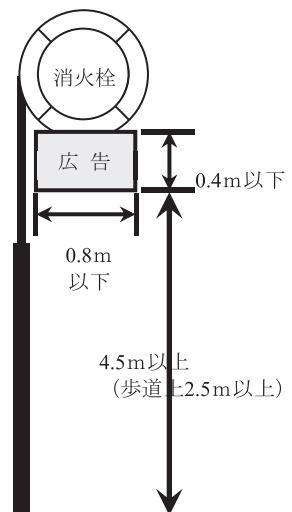
区分	基 準
規格（1方向の表示面の面積）	表示板の表示面の面積の1／3以下
数 量	1個
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 彩度の高い色の色数は2色以下 地色への彩度の高い色の使用禁止（色数が2色以下の場合を除く。）
その他の表示方法	車両の進行方向から展望できない面に表示すること



(9) 消火栓標識を利用するもの

(I) 共通基準

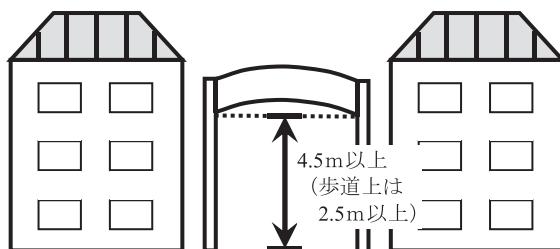
区分	基 準
規格（1方向の表示面の面積）	縦0.4m以下、横0.8m以下
数 量	標識1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 彩度の高い色の色数は2色以下 地色への彩度の高い色の使用禁止（色数が2色以下の場合を除く。）
その他の表示方法	交通信号機からの距離5m以上



(10) アーチを利用するもの

(I) 共通基準

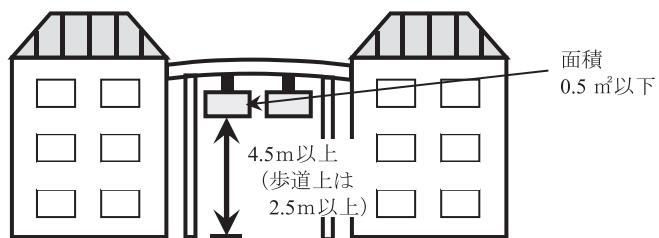
区分	基 準
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものであること 発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止



(11) アーケードを利用するもの（一時的に掲出するものを除く）

(I) 共通基準

区分	基 準
1方向の表示面の面積	0.5 m ² 以下
数 量	掲出しようとする者1人につき1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・同一商店街に掲出する場合は、規格を統一すること ・照明を伴うものであること ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止



(12) 電車、自動車に表示するもの

(I) 共通基準

区分	基 準
宣伝車（自動車登録規則別表第2に規定する広告宣伝用自動車）	色彩は、消防自動車、救急自動車と紛らわしくないものであること
路線バスその他自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積は、側部にあっては1側部につき3 m²以下、後部にあっては1 m²以下とすること（印刷したフィルムを車体にはり付ける方法により表示し、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合を除く。） ・前部への表示禁止
電 車	<ul style="list-style-type: none"> ・車両1両の各面の表示面積の合計は、当該各面の面積の1/5以下とすること（印刷したフィルムを車体にはり付ける方法により表示し、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合を除く。） ・地色に彩度の高い色の使用禁止（表示箇所の車両の色とする場合又は印刷したフィルムを車体にはり付ける方法により表示し、地域の景観と調和した色彩及び意匠とする場合を除く。） ・彩度8以上の青又は青緑の使用禁止（表示箇所の車両の色とする場合又は印刷したフィルムを車体にはり付ける方法により表示し、地域の景観と調和した色彩及び意匠とする場合を除く。）

(13) 壁、塀を利用するもの

(I) 共通基準

区分	基 準
表示面積	<ul style="list-style-type: none"> ・1個あたり10 m²以下 ・表示面積の合計は、掲出する面の3m以下の部分に係る面積の1/4以下
地上からの高さ	3m以下
数 量	<p>2個以下（壁、塀一面あたり） なお、面の考え方としては以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接する2面の角度が135°以下であれば別面と扱う。 ・壁、塀の途中に車が通れるほどの出入り口があれば別面と扱う。 ・複雑に折れ曲がっている場合、段差や隙間、角度などから一体性を判断する。
その他の表示方法	壁、塀の外郭線からの突出禁止

(14) 広告幕（壁面を利用するものを除く）

（I）共通基準

区分	基 準
広 告 幕	横断幕にあっては、道路面からの高さが 4.5m以上

(15) アドバルーン

（I）共通基準

区分	基 準
アドバルーン	幅 1.5m以下、高さ 15m以下

(16) 広告旗

（I）共通基準

区分	基 準
広 告 旗	・表示面積は 2 m ² 以下 ・道路の路肩から 5 m以内に掲出する場合は、相互距離 5 m以上 ・道路上の設置禁止（道路占用許可を受けたものを除く）

（II）付加基準

区分	野里街道区域
その他の表示方法	伝統的な素材及び意匠を用い、歴史的な町並み景観に寄与すると認められるものとすること

(17) 立看板等

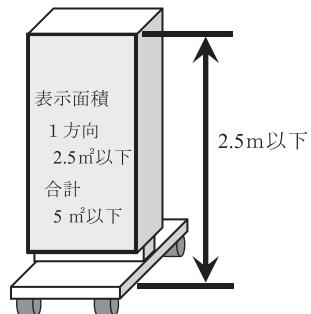
（I）共通基準

区分	基 準
立 看 板 等	道路上の設置禁止（道路占用許可を受けたものを除く）

(18) 置看板

（I）共通基準

区分	基 準
表 示 面 積	1 方向の表示面の面積 2.5 m ² 以下、合計表示面積 5 m ² 以下
地 上 か ら の 高 さ	2.5m以下
掲 出 場 所	道路上の設置禁止（道路占用許可を受けたものを除く）



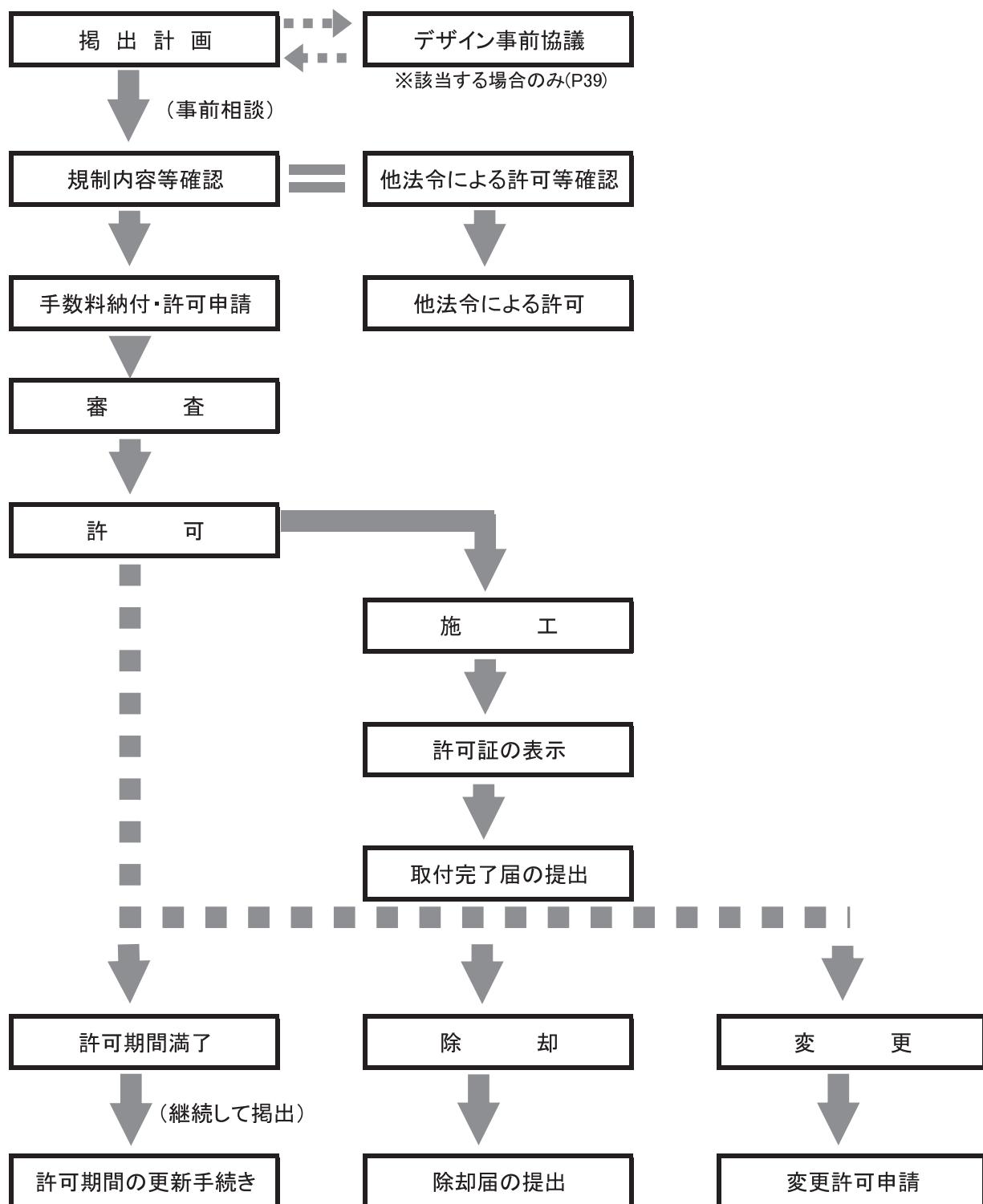
（II）付加基準

区分	野里街道区域
表 示 面 積	1 方向の表示面の面積 0.5 m ² 以下、合計表示面積 1 m ² 以下
地 上 か ら の 高 さ	1 m以下

8. 許可申請手続き (条例第4条～第8条、規則第2条～第4条・第8条)

- 広告物を掲出する場合には、一部の適用除外広告物を除き、許可が必要です
- 変更等（広告の内容の変更、改造、移転等）についても許可が必要です

8-1 許可申請手続きの手順



8-2 許可申請の必要書類 (正副2部) (規則第2条)

必 要 書 類	新規	更新	変更
① 屋外広告物許可等申請書	●	●	●
② 屋外広告物点検結果表	○	●	○
【広告主が申請手続を代理人に依頼する場合】			
③ 委任状	○	○	○
④ 付近見取図（縮尺明記） 用途地域図（敷地を都市計画の用途にならい着色し、凡例を記入したもの）	● ●	● ○	● ○
⑤ 掲出場所のカラー写真（3か月以内撮影） ・敷地・建築物（建築物を利用する場合）全体の写真（すべての前面道路より2方向程度撮影） ・現在設置されている広告物等の個別写真（申請書別紙「広告物等の規模」欄の「広告番号」を記載すること。）	● ●	● ●	● ●
⑥ 広告物の模写図（意匠、色彩、寸法、表示面積等明記）	●		●
⑦ 広告物の仕様書・構造図	●		●
【建築物を利用する場合】			
⑧ 建築物との位置関係、壁面、屋上の状況等を明らかにした図面	○		○
⑨ 既存広告物等がある場合には既存広告物等の位置、面積等がわかる図面	○		○
⑩ 敷地内において広告物の設置場所を明らかにした図面	●		○
⑪ その他必要と認める図書等	○	○	○

● : 必要書類

○ : 該当する場合又は、必要に応じて添付

- ・更新の場合は、許可期間満了の30日前（許可期間が30日以内のものにあっては10日前）までに許可期間の更新手続を行ってください
- ・はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等については、見本、現物、模写図を添付することにより、上記添付書類の一部を省略することができます

8-3 許可手数料・許可期間 (条例第6条・第28条・別表、規則第7条・別表第6)

●広告物は、その種類によって許可手数料が定められています

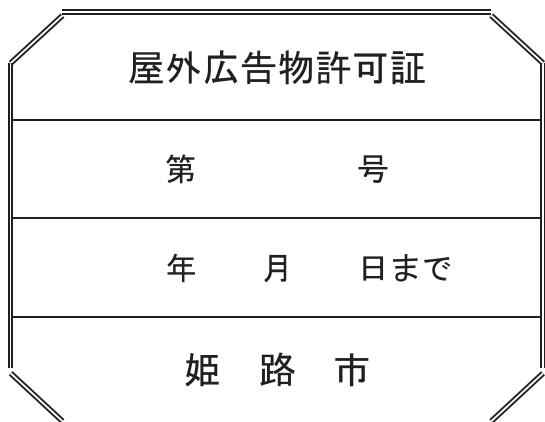
広 告 物 の 区 分	手 数 料 の 額	許可期間
看板、廣告板、廣告塔	1件、5m ² までごとにつき 1,000 円	3年以内
ア 一 チ 利 用	1基につき 4,000 円	
自動車の車体利用（側部3m ² ・後部1m ² 以下、宣伝車を除く。）	1個につき 300 円	
宣伝車及び上に掲げる物以外の自動車の車体利用	1台につき 2,000 円	
電車の車体利用	1両につき 3,000 円	1年以内
電 柱 ・ 街 灯 利 用	1個につき 300 円	
標 識 利 用	1個につき 300 円	
ア ー ケ ー ド 利 用	1個につき 300 円	
は り 紙 ・ は り 札 等	100枚につき 300 円	
ア ド バ ル 一 ヌ	1個につき 800 円	
広 告 幕	1枚につき 300 円	1箇月以内
立 看 板 等	1個につき 300 円	
広 告 旗	1個につき 300 円	

(参考) 手数料早見表 (表示面積による算定)

面 積	手 数 料	面 積	手 数 料
5 m ² 以下	1,000 円	50 m ² 超 55 m ² 以下	11,000 円
5 m ² 超 10 m ² 以下	2,000 円	55 m ² 超 60 m ² 以下	12,000 円
10 m ² 超 15 m ² 以下	3,000 円	60 m ² 超 65 m ² 以下	13,000 円
15 m ² 超 20 m ² 以下	4,000 円	65 m ² 超 70 m ² 以下	14,000 円
20 m ² 超 25 m ² 以下	5,000 円	70 m ² 超 75 m ² 以下	15,000 円
25 m ² 超 30 m ² 以下	6,000 円	75 m ² 超 80 m ² 以下	16,000 円
30 m ² 超 35 m ² 以下	7,000 円	80 m ² 超 85 m ² 以下	17,000 円
35 m ² 超 40 m ² 以下	8,000 円	85 m ² 超 90 m ² 以下	18,000 円
40 m ² 超 45 m ² 以下	9,000 円	90 m ² 超 95 m ² 以下	19,000 円
45 m ² 超 50 m ² 以下	10,000 円	(5 m ² までごとにつき 1,000 円)	

8－4 許可証等 (条例第7条、規則第4条・第8条)

許可を受けた旨の表示として、下記の屋外広告物許可証を表示してください。
また、取付けを完了した広告物については、完了届を提出してください。



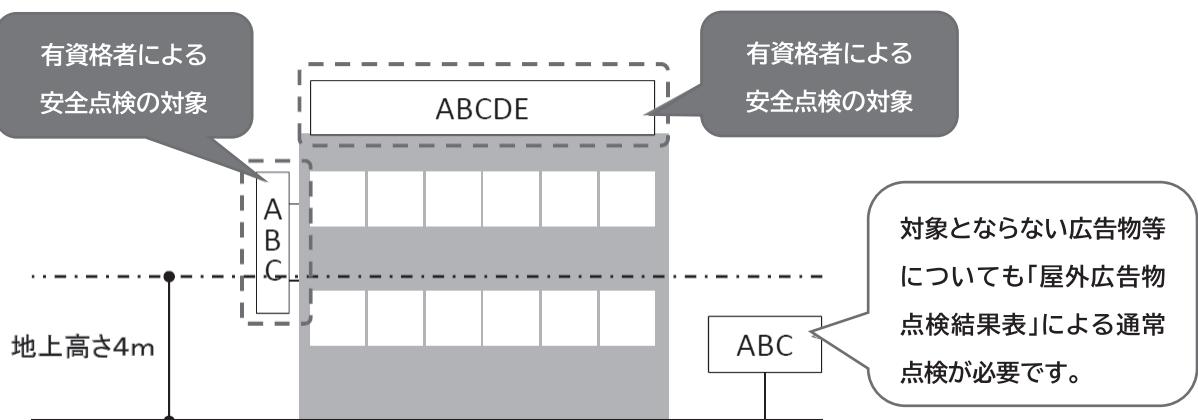
8－5 広告物の安全性と管理義務 (条例第14条)

屋外広告物が、強風等により倒壊、落下し、通行人に被害を与える事故が発生することがあります。また、破損や老朽化等により見苦しくなり、景観を害したり、広告物の掲出そのものが悪い印象を与えることがあります。掲出者や管理者においては、広告物を定期的に点検し、常時補修を行う等必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態にしなければなりません。なお、掲出者が市内に住所、事業所、営業所を有しない場合は、市内に住所を有する者のうちから管理者を設置するようにしてください。

一定の条件を満たす屋外広告物については、更新の際に専門の資格を有する者による点検を行う必要があります。

有資格者による屋外広告物の点検

①対象となる屋外広告物 …次のいずれにも該当するもの
・許可の対象となるもので、地上から屋外広告物上端までの高さが4mを超えるもの (建築物の外壁等に塗料やシート等で表示するもの、はり紙、はり札を除く)
・設置から8年が経過しているもの
※対象とならない屋外広告物については、現状通り自己点検が必要です。
②点検に必要な資格 …次のいずれか
・屋外広告士 ・点検技能講習修了者 ＊屋外広告業の事業者団体が実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者です。 ＊県や市が実施する屋外広告物に関する講習の修了者ではありません。 ・職業能力開発促進法に基づく技能検定合格者(1級 広告美術仕上げ)
③点検の内容 …次の部分(項目)について点検を行う
・基礎部、上部構造(傾斜・ぐらつき、ひび割れ、さび、塗装の劣化等) ・支持部(溶接部の腐食・変形、ボルト等のゆるみ、欠落等) ・取付部(アンカーボルト・プレートの腐食、溶接部・コーティングの劣化、周辺部の異常等) ・広告板(表示面板の腐食・変形、ビスの欠落、水抜き穴の詰まり等) ・照明装置(不点灯、取付部の破損・変形、さび、漏水等) ・その他(付属部材の腐食・破損等)
④点検の頻度 …3年に1回



8－6 他法令による手続き

- 広告物を掲出する際には、屋外広告物許可申請のほか、以下のような手続きが必要となります

1. 高さが4mを超える場合

工作物の確認申請（建築基準法）

◇建築指導課

◇指定確認検査機関

2. 道路敷地や道路の上空に掲出する場合

道路占用の許可申請（道路法）

◇市道：道路管理課

◇県・国道：兵庫県姫路土木事務所 又は 国土交通省姫路河川国道事務所

道路使用の許可申請（道路交通法）

◇所轄の警察署

3. 国立公園、国定公園、県立自然公園に掲出する場合

許可申請・届出（自然公園法など）

◇公園緑地課

4. 地区計画等の区域内に掲出する場合

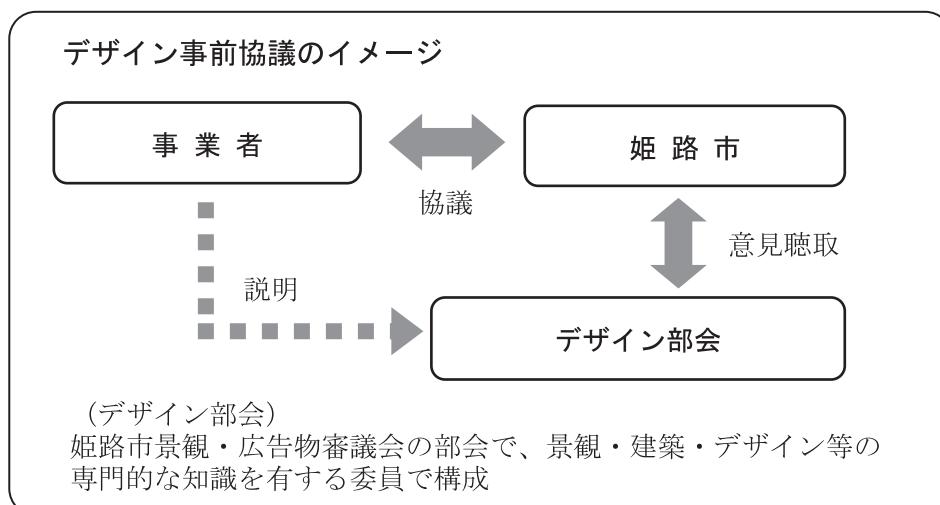
地区計画等の区域内における行為の届出（都市計画法）

◇都市計画課

8－7 デザイン事前協議

景観計画に定める「重点的に景観の形成を図る区域」（P.17に地図あり）において、大規模建築物等の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に伴って表示・設置される屋外広告物については、デザインその他の事項について、専門家の意見を踏まえた協議（デザイン事前協議）を行うことが必要となります。

詳しくはまちづくり指導課にお問い合わせください。



8－8 許可後に必要な手続き（条例第6条・第8条・第15条・第16条、規則第2条・第4条・第14条・第15条）

- 広告物の掲出許可を受けてからも、以下のような場合には手続きが必要となります

行為	必要な書類
広告物の取り付けを完了したとき	<ul style="list-style-type: none">・屋外広告物取付完了届出書・取り付け完了後の広告物のカラー写真
広告物を除却したとき	<ul style="list-style-type: none">・屋外広告物除却（滅失）届出書・広告物を設置していた箇所のカラー写真（除却後）
許可の更新（許可期間満了後も継続して広告物を掲出）をするとき	「8－2 許可申請の必要書類」参照
広告物の内容を変更、改造、移転などをするとき	
広告物の表示・設置者（管理者）を変更するとき	<ul style="list-style-type: none">・屋外広告物表示・設置者（管理者）変更届出書

※ 申請書等は姫路市ホームページよりダウンロードできます

9. 屋外広告業登録制度（条例第23条～第26条、規則第19条～第24条）

●屋外広告業登録（特例届出）

姫路市内で屋外広告業を営むには、姫路市での登録（兵庫県で屋外広告業の登録を受けている場合は、姫路市に特例の届出）が必要です。

なお、登録の申請方法、特例届出の届出方法等、詳しくは、小冊子「姫路市屋外広告業登録制度のてびき」又はまちづくり指導課のホームページをご覧ください。

10. その他の注意事項

10-1 除却の義務 (条例第16条)

許可期間が満了したり、許可が取り消された広告物、又は表示する必要がなくなった広告物については、掲出者が責任を持って除却し、その旨を届け出てください。

10-2 違反広告物に対する措置 (法第7条、条例第17条)

条例の規定に違反する広告物については、その掲出者や管理者に改修、移転、除却等の是正措置を求め、これに応じない場合には、強制的に撤去する場合があります。

なお、違反しているはり紙、はり札等、広告旗、立看板等については、美しいまちなみや景観を保つため、定期的に除却を行っています。

10-3 罰則 (条例第29条の2～第35条)

この条例に違反した場合、以下のような罰則があります。

1. 1年以下の懲役、50万円以下の罰金

- (1) 登録を受けずに屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正な手段により屋外広告業の登録を受けた者
- (3) 営業停止の命令に違反した者

2. 50万円以下の罰金

改修、移転、除却その他必要な措置をしなかった者

3. 30万円以下の罰金

- (1) 無許可で広告物を表示・設置した者
- (2) 禁止地域等、禁止物件に広告物を表示・設置した者
- (3) 許可を受けずに広告物の内容の変更等を行った者
- (4) 屋外広告業の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

4. 20万円以下の罰金

- (1) 営業所ごとに業務主任者を選任しなかった者
- (2) 報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に答えず、又は虚偽の答えをした者

5. 5万円以下の罰金

広告物の許可を受けた旨の表示をしなかった者

6. 5万円以下の過料

- (1) 屋外広告業の廃業等の届出をしなかった者
- (2) 営業所ごとに屋外広告業の標識を掲げなかった者
- (3) 営業所ごとに帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- (4) 特例の届出又は届出事項の変更の届出を怠った者

違反行為には、行為者（従業員等）のみならず法人も処罰されます（両罰規定）

11. 手引きの用語について（50音順）

①案内誘導広告物・・・名称、事業内容、方向、距離、その他案内誘導のために必要な最小限の事項を表示するものであること・広告物等の掲出地点からの案内誘導であること・方向、距離、その他誘導にかかる表示部分の面積が、当該表示面の面積の1/4以上であること・誘導距離が、案内誘導しようとする施設等から5km以下であることのいずれにも該当するもの。

②一の敷地・・・敷地の利用形態として、一体として使われているかで判断する。

③屋上構造物・・・階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分

④管理用広告物・・・自己の所有し、若しくは管理する土地、物件に管理上の必要に基づき表示、設置するもの

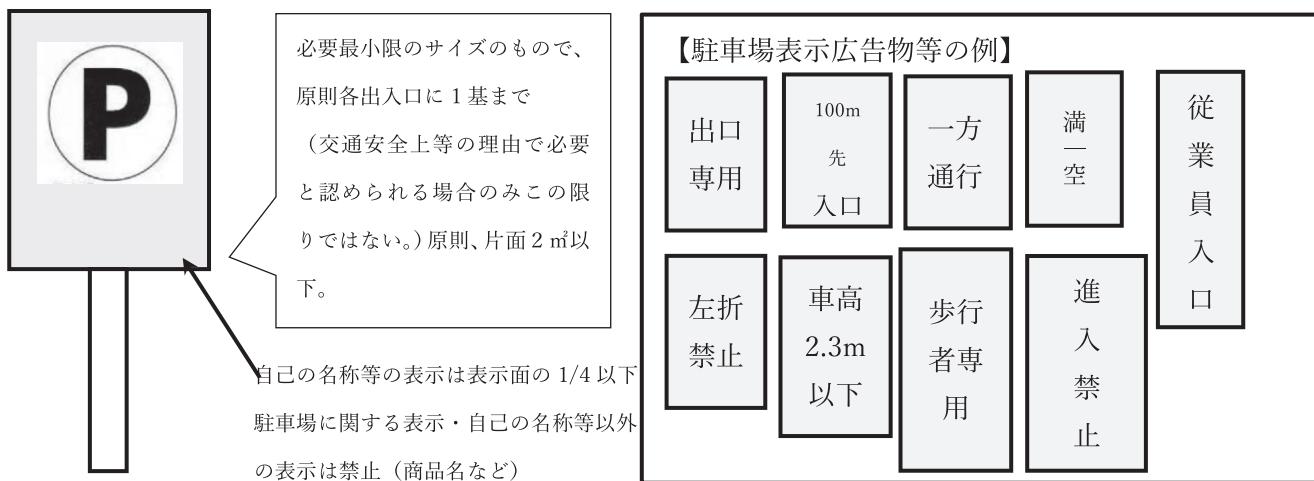
⑤けばけばしい色彩の照明・・・広告物を照らす照明で派手な色のもの。

⑥彩度の高い色・・・マンセル表色系における彩度が10以上の色

⑦自家用広告物・・・自己の氏名、名称、店名、商標又は、自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所若しくは作業場に表示、設置するもの

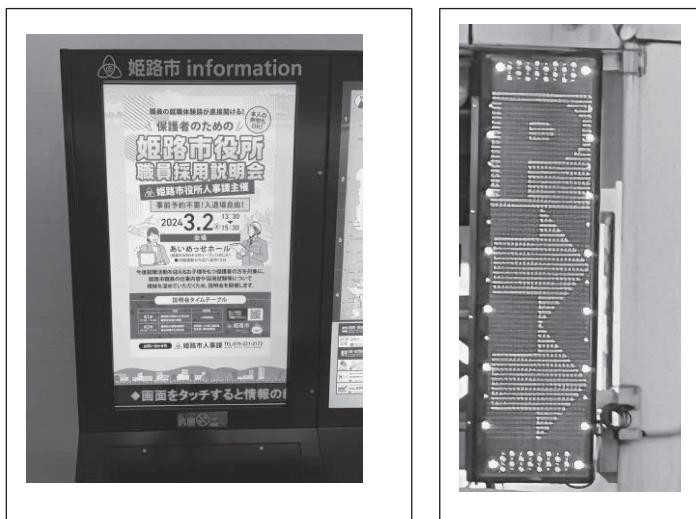
⑧建植するもの・・・広告物を支える構造物が基礎等により、容易に移動又は撤去ができない方法で土地に定着するもの。

⑨駐車場表示広告物等・・・自動車・自転車の駐車場の場所を表示するもの、駐車場への進入路・退出路を表示するもの、満空表示、管制するためのもの等で、駐車場への円滑な誘導のために必要最小限と認められるもの。



- ⑩地色・・・広告物の文字や図柄などの背景部分の色。
- ⑪特定区域・・・自己の敷地外に建植えする広告物に対して、基準が付加される区域。実際の場所は、P 6～8 参照。
- ⑫都市景観形成地区・・・大手前通り A 区域・B 区域、駅南大路区域、中濠通り区域、姫路駅北駅前広場区域。実際の場所は、P 17～18 参照。
- ⑬同系色・・・マンセル表色系における色相・彩度・明度が同程度であるもの。
- ⑭ネオンサイン等・・・ネオンサイン及び自ら光を発し、外観がネオンサインと同等と認められるもの。
- ⑮箱文字・・・広告面板がなく、文字やロゴのみで構成された広告物を指す。チャンネル文字、カルプ文字、切り文字とも。
- ⑯発光可変表示式広告物・・・光を発する広告物等で次の①～③のいずれかに該当するもの
- ①文字、画像又は映像を表示する機能を有し、当該表示の内容を任意に変えることができるもの（ただし、駐車場の満空表示、ガソリンスタンドの値段表示のうち、単色の光で点滅せず、必要最小限と認められるものを除く）
- ②光を発する部分が点滅するもの
- ③光を発する部分の色彩若しくは輝度が変化するもの

↓ ↓ ↓ 発光可変表示式広告物の例 ↓ ↓ ↓



発光可変表示式広告物の設置可否に関する判断基準

以下の①から③のなかで 1つでも『**設置不可**』になれば設置できない。

① 用途地域		
第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域	第1種住居地域
第2種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第2種住居地域
第1種中高層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	準住居地域
第2種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域 から 100m以内の地域	
設置不可 （禁止地域に該当するため）	上記の地域から視認できるものは 設置不可	同一敷地内にあるデジタルサイネージ及びその他の広告物で非自家用広告物に該当する表示内容の表示面積合計が 10 m ² を超える場合は 設置不可

② 設置方法					
屋上広告物	壁面広告物	突出広告物	建植（自家用）	建植（非自家用）	その他
近隣商業地域、商業地域以外は 設置不可	発光可変表示式広告物特有の基準はないが、個別基準（p23）に適合させること	交通信号機から 10m 以内は 設置不可	近隣商業地域、商業地域以外に設置する場合、高さ 5m を超えると 設置不可	設置不可	個別に協議が必要

③ その他	
第一種禁止地域、第二種禁止地域、第三種禁止地域による規制を受ける場合は 設置不可	付加基準が付加される区域（大手前通り・駅南大路・野里街道・中濠通り・姫路駅北駅前広場・姫路城周辺）に設置する場合は、別途条件又は 設置不可 の場合があるので協議が必要

なお、許可基準（P.16～33）に適合させること

姫路市 まちづくり指導課（都市景観指導室）
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
TEL : 079-221-2541
FAX : 079-221-2757

令和6年4月